

## 平成 24 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会 第 3 回会議要旨

### <開催日>

平成 24 年 7 月 13 日（金）

### <場所>

区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

### <出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田委員、荻野委員、斉藤委員、中原委員、山田委員

事務局（4 名）

山崎行政管理課長、大竹主査、担当 2 名

説明者（4 名）

計画事業 1「自治基本条例の推進」、2「特別区のあり方の見直しと自治権の拡充」、  
140「発生主義・複式簿記の考え方を取り入れた公会計の整備」、  
3「NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進」、  
9「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」  
企画政策課長、特命担当副参事、地域調整課長、男女共同参画課長

### <開会>

#### 1 計画事業ヒアリングの実施

##### 【部会長】

それでは、始めさせていただきます。

外部評価委員会はテーマごとに委員会を3つの部会に分けておりまして、この部会は第3部会です。第3部会のテーマは自治コミュニティ、文化、観光、産業ということになっております。

〈委員紹介〉

それでは、まず計画事業1「自治基本条例の推進」についての説明を企画政策課にお願いします。

##### 【説明者】

まず、事業の目的ですが、新宿区の自治のあり方の基本原理、基本原則を明らかにする自治基本条例の区民への周知を図るとともに、自治のまち新宿区の実現に向けて、さらなる自治の推進を図るものというものです。

ここで、条例制定までの経緯をご説明いたします。新宿区は現在の基本構想・総合計画を策定するにあたり、検討の初期段階から多くの区民の参加を得て進めていきたいと考え、当時、

100名規模の新宿区民会議を設置することとして募集をしました。結果として、その100名の想定を大きく上回る374名の方の参加をいただき、平成17年6月から18年6月まで、6つの分科会で1年以上にわたってご議論いただき、「私たちの新宿区の未来は私たちで創りたい」という提言書をいただきました。そして、平成19年2月に新宿区民会議の提言書などを踏まえて検討された基本構想審議会答申では、（仮称）自治基本条例制定の必要性が盛り込まれました。これを受けて、区は平成19年12月に策定した基本構想・総合計画に掲げる「自治の基本理念、基本原則の確立」に向けて、新宿区自治基本条例の制定を計画事業として位置づけたところです。こうした動きと並行し、区議会においても平成19年5月に、自治・地方分権特別委員会が設置され、平成19年11月には、区長と区議会議長が自治基本条例制定に向けた協議を締結し、検討組織として（仮称）新宿区自治基本条例検討連絡会議を共同で設置しました。また、この条例の検討にあたって区民の参加をいただくために、平成20年7月に公募委員16名と町会・自治会や地区協議会、NPOの団体推薦委員16名の計32名と学識経験者から成る区民検討会議も発足しました。平成21年2月からは、区民と議会と区、この3者から各6名が選出され、学識経験者1名による検討連絡会議が開催され、それぞれから提示された案をもとに検討を進めてきました。その後、平成22年1月30日に中間報告会、平成22年6月から8月にかけては、広く区民の意見を聞くために区民アンケートや区民討議会、地域懇談会、パブリック・コメントなどを行いました。平成22年8月26日、40回に及ぶ検討連絡会議を経て、新宿区自治基本条例素案を取りまとめ、区長と区議会議長に提出しました。検討連絡会議から提出されたその条例素案をもとに、区は条例案を作成し、平成22年の第3回区議会定例会で10月14日に可決、制定され、平成23年4月1日から施行となりました。これが条例制定の概略です。平成23年4月1日から施行となったことを受け、平成23年度は条例の周知や啓発について、新宿区としても力を注いでいこうということで、平成23年度は条例の周知や啓発については、自治基本条例小・中学生向けパンフレットの作成があります。これは小・中学生にも自治基本条例の趣旨を理解してもらうことを目的として、小学校6年生と中学校3年生の授業で活用してもらうために作成しました。また、自治基本条例ハンドブックの作成も行いました。こちらは、外国人が多い新宿区の特徴などを踏まえて、日本語・英語・中国語・ハングル版の4カ国語でハンドブックを作成したところです。さらに、自治基本条例シンポジウムとして、「これからの新宿区の自治を考える」の開催を平成24年3月に行い、検討連絡会議の座長による基調講演や、区議会・区民代表・区一般の学識経験者の方によるパネルディスカッションなどを行いました。会場にも多くの方にお越しいただき、自治基本条例の1つの啓発ができたと思っています。

第一次実行計画期間における総合評価については、計画どおりと評価しました。理由としては、区民と議会と行政が一体となって十分な議論と合意形成を図りながら目標どおり平成22年度に自治基本条例を制定することができたこと、平成23年度は推進を図るための取組みを実施することができたということにあります。

第二次実行計画においての改革方針としましては、これを経常事業化して継続していく方針で、自治基本条例が別に定めると規定している地域自治や住民投票に係る条例化についても検

討していきます。説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。では質問等お願いいたします。

**【委員】**

この自治基本条例は4年ごとに見直すとありますが、現在見直しが必要な点はありますか。

**【説明者】**

今のところ、特段見直す必要というのはありません。しかし、地方分権などの分野も進んできており、新宿区としても、区に近い事業は区が実施するという方向性をもっていますので、自治基本条例を見直すというよりも、自治のあり方について色々と考えていくことがあるのではないかと思います。

**【委員】**

自治基本条例について、細かいところは決めなかったと思うのですが、その点については、その後進んでいるのでしょうか。

**【説明者】**

細かいところは地域自治や住民投票のことで、これは別の条例に定めるものですが、総合政策部と地域文化部で検討を進めていこうと思っています。当時の検討連絡会議でも十分に議論できなかったことについて、まず一つは、地域自治組織は地方自治法で定められているのですが、法的な位置づけから入っているということが果たして本当にいいのかということですが、もう一つは、地域自治には自然発生的に生まれてくるような分野もあるので、それをうまく整合させて地域の区分や地域自治組織を考えていかななくてはならないのではないかとということです。この二点については、当時の検討連絡会議でも十分に議論できませんでした。

一方、住民投票について、地方自治法改正の中でも公の施設の部分については住民投票にかけたかどうかということが、自治基本条例とは別に、国の考え方から出てきたのですが、それはもっと検討するべきではないかということもあり、法案が見送られております。そういったところを踏まえた上で、十分考えていかななくてはいけないことと、当時の議論にもありましたが、外国人を住民投票の中でどのように位置づけていくかといったことは、公職選挙法との関係でも検討をしていかななくてはと考えています。

**【委員】**

効果的・効率的な視点のところ、パンフレットを小・中学生を対象に配布したとありますが、対象がなぜ小・中学生なのでしょう。また、自治基本条例を区民に広く周知するための手段を具体的に教えていただけますでしょうか。

**【説明者】**

自治基本条例を区民に広く周知するために、まず、小・中学生向けのパンフレットを作成し、なぜ自治基本条例が必要なのかといったことや自治基本条例の中身などについて、小・中学生へ周知・啓発しています。一般区民については、4カ国語版のパンフレットをそれぞれ作成し、各特別出張所や多文化共生プラザなどで窓口配布を行い、周知を図っています。

それから、小・中学生を対象としたことについては、子どもたちを介して保護者である大人たちに周知するということがありますし、子どものころから自治基本条例に触れていただきたいということにあります。学校の授業では、小学校では議会のことを、中学では公民の授業で市町村のあり方などを考えることがありますので、そうした機会に、新宿区は自治基本条例を制定していて、自分たちのことは自分たちで考えて実行していくことを条例でも定めているということを周知したいと思い、教育委員会と調整しながらパンフレットを作成しました。

#### 【委員】

パンフレットを学校の授業で使用するということについて、先生に対して研修等はされたのでしょうか。

#### 【説明者】

この自治基本条例は、まず区職員が知らなくてはならないものであり、もちろん学校で教える先生方にも知っていただくなくてはならないものです。そのため、制定後すぐに区職員向けに3～5回程度の職員研修をさせていただきました。学校に対しても校長会などを通して周知し、条例の内容について理解を深めていただきました。また、新規の区職員に対しても、入区が決まった段階でハンドブックを渡し、勤め始めの宣誓式でも、日本国憲法に加え新宿区自治基本条例を遵守することを誓約してもらいます。

#### 【委員】

一般的に推進といいますと、広く理解を求めると、深く理解してもらうことの2つのことがあると思います。内部評価書を拝見すると、広く理解を求めるとに重点が置かれていると思うのですが、広く理解を求めるという過程を通じてどのような問題に直面しましたか。

また、理解を深めるということについて、住民投票や地域自治の問題についても深めていこうという認識をお持ちだと思うのですが、そのことについて、内部評価書で一般的に評価すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

#### 【説明者】

「自治基本条例の推進」という計画事業名ですけれども、条例制定以前は、「(仮称)自治基本条例の制定」という名称でした。制定時には、自治基本条例ができると何が変わるのかというようなご質問などもいただきました。区民の方を制限するような条例ではないので、すぐに何かが変わるというものではないのですが、こういった基本姿勢をもった条例があると、新宿区でいろいろな活動をするにあたっての一つの支柱になるのではないかと考えています。

理解を広めていく、深めていくということは、非常に難しく思っているところであり、自治基本条例を知っている方がなかなかいないといった状況もありますので、小・中学生向けパンフレットを作成するといったところから、徐々に拡大していきたいと考えています。

理解を深めていくことについては、パンフレットの作成以外にも、シンポジウムを開くなどをしており、なるべく一人でも多くの方にご参加いただいて、理解が広まり、深まっていけばよいと考えています。

#### 【委員】

自治基本条例について学校で教わるよりも、学生自らが自分たちの自治は何だろうという問いかけをもつ方向に導いた方が、理解が早いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【説明者】

私の個人的な意見ですが、確かに学校で教えると学問的になり過ぎる、かたくなり過ぎるところがあるように思います。小さな頃に周りの友達といろいろと勉強し、大きくなってそのことを懐かしみ、まちに貢献していこうということも地方自治を推進する大きな力だと思いますので、委員のご発言のようなことも教育委員会とも協議しつつ、複合的な形で進めていきたいと思えます。

【部会長】

先程のご説明の「区民討議会」というのは、無作為抽出で選ばれているのでしょうか。

【説明者】

はい、そうです。

【部会長】

それから、先程の議論を伺っていると、推進ということを周知と解釈されていると推測いたしました。ただ、4年に1回見直すということは、推進した結果見直すということだろうと思うので、推進が周知というのは少し違うのではないかという気がします。

例えば川崎市では、自治基本条例がどのくらい推進されているかということを確認する委員会があります。説明を伺っていると、自治基本条例は宣言的・理念的な条例であるから、その精神のもとで各課がそれぞれ活動すればよいという印象を受けますが、周知とは異なる推進という側面が必要だと思います。そういったところのお考えをお聞かせください。

【説明者】

4年ごとの見直しについては、条例の中では、この条例を制定したときと同様、区民と議会と区と三者で検討するということになっています。地方分権の進み具合もありますが、制定後にどうなったのかという実態等を踏まえて、必要があれば見直しを行う、もしくは、その見直しを行うための組織をつくることを考えています。今のところは啓発ということが大きくなっていますが、そういった組織をつくって見直していくことを視野に入れていきます。

【部会長】

すると、制度的環境でいうと、状況が変化すれば見直すということでしょうか。

【説明者】

4年ごとに見直すことになっていますので、4年ごとに検討する機会があるということです。

【部会長】

これで計画事業1の質疑については終わりにしたいと思いますが、最後に何かありますか。

【委員】

先程、推進を「理解を深める」ということについてお聞きしたのは、自治基本条例に基づいて何を優先して、第二次実行計画のどの部分でその具体策を実行していくかというような意識を区がもつことが必要ではないか、その点をもう少し明確にした上で内部評価をしたほうがい

いのではないかと感じたので、お聞きしたところです。

**【部会長】**

では、引き続き、計画事業2についての説明をお願いします。

**【説明者】**

計画事業2「特別区のあり方の見直しと自治権の拡充」についてご説明します。まず、事業の内容についてですが、住民に最も身近な基礎自治体としての特別区のあり方を見直し、自治権の拡充を図ることで、自己決定・自己責任に基づく自立した行財政運営が行えるよう、都と協議し検討していくということが、その内容です。

では、特別区制度の概要について、簡単にご説明させていただきます。

東京都には62の市区町村がありますが、23区は特別区と呼ばれ、それぞれが公選の区長、議会や条例制定権、課税権を持ち、一般の市町村と同じ基礎自治体であります。そうした中で、東京23区の区域には約900万の人々が暮らしており、昼間であれば1,000万人を超える人々が活動をしているなど、人口や産業が高度に集積する巨大な大都市地域であり、この地域の行政は、全体として円滑に行われる必要があるため、過去の歴史的経緯などを踏まえて、23区は特別区として位置づけられています。こうしたことから、それぞれの特別区が身近な自治体として基本的な役割を担っているのはもちろん、広域自治体である東京都とも役割分担をし、相互に連携して東京大都市地域の行政に責任を持つといったような特別な大都市制度となっています。この仕組みのことを、都区制度や特別区制度と呼んでいます。特別区は、基礎自治体として、区民に身近な行政を担っていますが、例えば水道や下水道、消防など、大都市地域全体を一体として処理する必要がある場合には、例外的に東京都が行っています。

一方で、特別区の区域は23の基礎自治体で大きなひとつの大都市地域を形成していますが、区ごとには税源が大きく偏在しており、千代田、中央、港、新宿などは割と税源が豊かであるのに対して、周辺区だとそうでもないといったような状況があります。しかし、一体的な繁栄を目指すという意味もあり、東京都と特別区が役割分担に応じて財源を分け、23区の税源の偏在を調整して均衡ある行政を行えるように特別区相互間の財政調整を行う都区財政調整制度が設けられています。

東京に区が誕生したのは、明治11年の郡区町村編成法により東京府に15区と6郡が置かれたのが始まりで、その後、様々な変遷を経て、平成12年4月1日から、特別区は東京都の内部団体から脱却して法律上「基礎的な地方公共団体」として位置づけられました。

ただし、平成12年の都区制度改革によっても、都と特別区の役割分担及び財源配分の原則について、制度改革後の引き続きの課題などもありました。都区間でいろいろ協議をしたところですが、平成18年2月の都区協議会という東京都と23区側で協議をする会において、事務配分や特別区の区域のあり方、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討するために、都区のあり方検討会が発足しました。これにより、平成19年1月から様々な課題に対する検討が開始されており、23区側としては、23区で行える事務はできるだけ23区が行うという考えのもと、必要な人材や財源などを確保するため、東京都と交渉を進めているところです。

第一次実行計画期間における総合評価についてですが、残念ながら計画以下と評価いたしました。都区のあり方の検討については、平成23年度をもって都区のあり方検討委員会における検討が終了したところです。ここでは、444項目にわたる事務の内容について検討が行われ、そのうち53項目については東京都も23区も、それは区が行うべきという判定をしたところですが、まだ具体的な権限が委譲しているものは1件もないので、引き続きこの都区のあり方については取組んでいく必要があります。

あわせて、地方分権改革について申し上げますと、今までは国の考え方などで進められ、法律や政令などで規定されていたところが、条例で制定できるといったようなところまで進められているところです。

今後も自己決定・自己責任に基づく自立した行財政運営を行えるように取り組んでいきますが、この事業は新宿区だけが主体的に進めればいいのではなく、23区と協調しながら、そして東京都と話し合いを進めながら行っている事業であるため、なかなか成果に結びついていないところです。しかし、主張するべきところは主張して、権限を委譲させていきたいと考えています。説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。では質問等お願いいたします。

**【委員】**

特別区の区域のあり方というのは、どういうことでしょうか。

**【説明者】**

これは東京都からの提議から始まったことですが、東京都が23区に事務を委譲するにあたって、一定規模の人口要件などが必要なのではないかということで、今の23区の区域は適切なのかという議論です。東京都側はスケールメリットなどの考えを持ち出す一方で、23区側としては、区民からも合併や再編をしたいという話は全くなく、それぞれの区に愛着があるので、それらの変遷を無視して検討をすることはいかなるものかというところがありました。その部分については別途、東京の自治のあり方研究会というものをつくり検討することになりました。

**【委員】**

23区の廃置分合みたいな話とともに、周辺の市町村を23区内に入れるということも視野に入れているということでしょうか。

**【説明者】**

都区のあり方検討会の中では、その点は議題には入っておりません。ただし、区と市で相当行政のサービスが違うこともあると思いますので、それならば23区で保育を受けたほうがいい、小・中学校に入ったほうがいいという話になり、そういった話が出てくるのかもしれませんが。

**【委員】**

それに関連して、都区財政調整制度について、配分率の高い区と低い区を合併するなどというようなことも、区域のあり方として考えているということはあるでしょうか。

**【説明者】**

それについては、東京都だけではなくいろいろな団体が考えています。例えば、23区を1つの市をするだとか、23区を4つか5つにまとめるなど、財政的にも人口的にもうまく均衡がとれるようにするという議論はいろいろ出ています。ただし、それらは23区が主体的に考えたことではありません。今は固定資産税や法人の住民税などについて、一般の市は自ら徴収できますが、23区は東京都が徴収し、徴収したうちの55%分を23区の中で分けるという仕組みになっており、それらの事務のあり方を含めて財源調整も見直す必要が今後出てくると思います。

**【委員】**

23区と言っても、財政基盤や人口構成などがそれぞれ異なっているのだから、統一的に23区で話をするのはなかなか難しいのではないかと思います。いかがでしょうか。

**【説明者】**

都と23区という関係においては23区がまとまったとしても、例えば23区の中で財源をどのように分けるのかとかいうことになれば、やはり足並みがそろわないこともあるかとは思いますが。しかし、23区が都市として連なり、そこで生活する区民が区境を意識していないのであれば、23区が一体的に繁栄するように取り組んでいくべきだろうというのが従来からの考え方で、それは以前から踏襲されてきていると思います。

**【委員】**

今のお話は、23区内にもばらつきはあるけれども、主たる構図は東京都対23区であるというように理解してもよろしいのでしょうか。

**【説明者】**

はい。住民に近い事務については住民に近い自治体やるべきであるという考え方は、23区の総意としてまとまっております。ただし、先程の財政調整などについて、23区内でどのように配分するかということについては、若干のばらつきが出てくるかと思えます。

**【委員】**

自治基本条例が制定されたことによって、特別区のあり方の見直しと自治権の拡充について新しい意識で取り組もうという意識はなかったのでしょうか。内部評価書には自治基本自治条例に関する記述がなく、自治基本条例との関わりで評価するということをしてよかったのではないかと感じます。また、新宿区は財政的に非常に厳しい状況にあると聞いたことがあります。新宿区として財政基盤をどのように考えていくのかというところを、この事業において具体的に主張した方がよいのではないのでしょうか。

**【説明者】**

この事業については、特別区制度を区民の方にお知らせする機会がなかなか無いということもありますが、以前、平成12年度の都区制度改革における未解決の5課題について地域住民の方々に説明するために、特別区長会がパンフレットを作成し、町会連合会でもご説明させていただいたこともあります。現在では、先程申し上げた53項目の中の児童相談所については、他の項目から切り離して話を進めていくこととしていますが、そういったところをどのようにアピールしていくかを考えていきたいと思っています。主張については、なか



なか難しいところであり、あまり主張をし過ぎると全体としてのバランスをとるのが難しくなってくるので、バランスをとりながら23区で連携して取り組んでいきたいと考えています。

**【部会長】**

では、計画事業2のヒアリングを終了します。ありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

では、計画事業140の説明をお願いいたします。

**【説明者】**

計画事業140「発生主義・複式簿記の考え方を取り入れた公会計の整備」についてご説明します。区役所の会計は現金主義の単式簿記であり、いわゆる小遣い帳のような形で1年間の予算と歳入・歳出を1円単位まで計上する会計制度をずっと取ってきました。ところが、10年以上前から企業会計などの影響を受け、現金の出入りだけではなく、資産やストック面にも着目した会計、いわゆるバランスシートを取り入れることが必要ではないかということが強く叫ばれ始め、国の指導により全国的にバランスシートを作成する自治体がどんどん増えてきました。新宿区でも、平成11年度決算からバランスシートと行政コスト計算書というものを作成しており、夕張市の財政破綻の例もあるため、より一層複式簿記や発生主義の考え方を取り入れようということになりました。平成18年～19年の2カ年にわたり国から様々な通知が出た中で、3年以内に財務諸表4表というものを作成するようという内容の通知が出されました。国は作成モデルを二つ示したのですが、新宿区では、第一次実行計画に基づいて以前のモデルよりもう一段上の基準モデルを採用し、公会計制度を取り入れていくということになりました。そして、平成23年度末には、財務4表の試行版を作成いたしました。そのご説明をさせていただきます。

まず、貸借対照表ですが、これはバランスシートという財務諸表の代表的な諸表です。左側が資産、右側が負債、下が純資産と、この3つの部からできております。資産は金融資産と非金融資産に分かれています。負債は流動負債と非流動負債に分かれており、流動負債は翌年支払いが求められているもの、非流動負債はそれ以降支払わなければならない負債という分類です。左側の資産から右側の負債を引いたものが純資産です。資産と負債を見比べれば、財政が破綻していないかがわかりますが、下の純資産を過去のものを見比べれば、財政の切迫状況がわかるという構成です。この中で、右側の負債の中の非流動負債のところ退職給付引当金がありますが、今までの会計は現金の出入りだけでしたので、こういうものが見えてきませんでした。こういった形で、今までにない数字を出していった今後の財政運営に役立てようというのが、この会計を採用した狙いです。説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。では質問等お願いいたします。

**【委員】**

私の周辺では、新宿区は今後4年ぐらい財政の厳しい状況があると聞いたことがあるのですが、それについてはどうでしょうか。

**【説明者】**

財政分析でわかりやすくお見せするのが、基金の額と負債の額の対比です。今までは負債に比べて基金はある程度多くあったのですが、基金と負債の幅が狭まってきて、この状態が続けば3～5年で逆転してしまいそうだという雰囲気はあります。このまま何も手を打たなければ、大変な状況になると思います。新宿区はまだ金融資産の方が多いので、今現在危険であるということはありませんが、近い将来どうなのかというところはあります。特に資産の部分です。例えば区有施設などのあり方を検討する必要があるのかなどと思っています。

**【委員】**

内部評価書について、事業指標の目標水準のところに「稼働（23年度決算に基づく財務書類4表作成データの整備）」とありますが、これは計画事業としての目標であり、23年度に内部評価をする上では、これを目指しながら22年度の財務データに基づいて財務書類4表を作成し、職員に新公会計制度を理解してもらったということでしょうか。23年度中に23年度決算データに基づく4表を作成することはできないので、23年度の財務書類の作成を目標にいろいろな取組みをされたということでしょうか、内部評価書の記述が分かりにくいように思います。

**【説明者】**

事業評価シートの裏面に、進捗状況や今後の取り組み方針等、ご指摘のような事項を書かせていただいています。最終的に23年度決算からの本格実施に向け、いろいろな仕分けのルールなどを整理して、22年度決算に基づき試行版としての財務諸表を作成いたしました。23年度決算からはそのルールにのっとって、本格実施していきます。ただし、この事業は、財務諸表の作成が一つの到達点ではあるのですが、財務諸表はあくまでツールであり、今後これを活用して、施設のあり方の検討など、いろいろな指標を出すための道具にしていくことなどが、この事業の本来の到達点になるのではないかと思います。

**【委員】**

それが、この事業の目標ということですね。そういうことを目標にした事業が他にあり、この事業は技術的な面について実施するという事ではないのですね。

**【説明者】**

新公会計制度の導入にはある程度の経費がかかりますので、計画事業として、このような形で進めていきますというところを事業にしたのですが、本当の意味での到達点は、わかりやすい財政状況の説明及び財政のマネジメントへの活用だと考えています。

**【委員】**

指標にそういったことが出てくるべきなのではないかと思ったのですが。

それから、23年度決算の財務諸表が24年度のしかるべき時期にできるだけ早く完成するように、23年度中にデータ入力をしていき、また、そのために仕分けもきちんと行ったということではないかと思います。そうであれば、内部評価書にもう少しそういった内容をわかりやすく記述するべきではないでしょうか。この事業の指標・達成水準について、その目標水準が「23年度の決算に基づく財務書類4表作成データの整備」であるため、そこに収れんするように内

部評価書を書かれているのかもしれないですけども、この事業は大事な事業であるからこそ、もう少し読む相手に理解してもらうように内部評価される必要があるように思います。

【部会長】

区民としては、これにより何が可視化されるのか、何がわかりやすくなるのかということに、この事業の意味があると思います。そういったことを外部評価として意見して、この試みの背中を押すというのが、この外部評価委員会の仕事かなという気がしました。

【委員】

23年度の事業として22年度の財務書類を作成することは、端的に言えば、大きな目標だったのではないのでしょうか。

【説明者】

はい、そうです。

【委員】

であれば、そういうことも事業の指標として設定した方がよかったのではないのでしょうか。内部評価が適切であるかどうかを評価するのが外部評価委員会の仕事なので、その事業を正しく理解するとともに、内部評価が事業の実態に対して適切に評価されているかどうかを確認し、その上で事業を応援するつもりで意見を申し上げているのです。

【説明者】

はい、ありがとうございます。

【委員】

すると、財務諸表の試行版が完成して、さらに23年度の財務諸表が24年度に完成して、第二次実行計画の中ではいよいよ実効ある事業になっていくということですね。

【説明者】

はい、そのような流れです。23年度の課題や23年度の実施内容について、「進捗状況と今後の取組み方針」の欄に一連の流れを書いております。

【部会長】

では、計画事業140のヒアリングを終了します。ありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

続いて、計画事業3の説明を地域調整課にお願いいたします。

【説明者】

計画事業3「NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進」についてご説明します。まず、協働について、区やNPO団体、町会・自治会、ボランティア団体、企業、その他多様な団体が共通の課題の解決を目的として、お互いの能力やスキルを提供し課題解決に取り組むということと、行政と各種団体が目的意識を共有して、対等の立場で互いの特性を活かしながら、目標の達成に向けて事業に取り組んでいくことが、協働の目的の意味だと考えております。

協働の手段・方法についてですが、情報の提供や広報の協力、会場の確保、後援、共催、そ

れから活動に関して助成をする、業務を委託するなど、さまざまな方法があります。そうした中で、自助・共助・公助ということがありますが、まず自分でできることは自分でやる、お互いが助け合えるところは、共に助け合っていく、そして公のところでは、計画や実施、見直しの各段階や様々なプロセスの中で協働の取り組みを区全体として行っています。

区における協働の位置づけについては、新宿区総合計画の中で、新宿の目指すまちの姿として「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」と定められています。この『新宿力』という言葉は、新宿に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々によって、自分たちのまちは自分たちで担い自分たちでつくるという自治の力を象徴的にあらわした力という意味です。目指すまちの姿を実践するために、区政運営の基本姿勢を6つ挙げていますが、この中でも協働という言葉が出てきます。また、自治基本条例の中でも、区民の定義や区民の権利、区政運営の原則のところに協働の考え方があらわれています。それから、協働そのものについては、平成16年3月に策定をしました新宿区・地域との協働推進計画のもと、取り組んでいる状況です。

そうした中で、福祉や子育て支援、環境、教育、まちづくりなど、それぞれにおいても行政だけ、あるいは地域だけでは解決し得ない課題が、区政には山積しています。例えば、ひとり暮らしの高齢者の見守りや孤独死の防止、子育てに悩みを持つ母親や孤立しがちな親子の支援ネットワークづくり、地球温暖化対策など、いずれのものも行政だけ、地域だけでは解決することができないという中で、各部各課がいろいろな取り組みを行っております。そうした中で、この事業は、協働を進めていく方法として計画事業の中で位置づけられていると思っています。

事業を実施する手段として、1つ目は、協働事業提案制度の拡充です。ボランティア団体、NPO団体から事業提案を公募して、区が発注者となり、選定された団体に業務を委託することを行っています。提案団体と区が協働して実施する仕組みです。事業例としては、神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰、保全する事業や外国人の子供の学習支援などがあります。

2つ目は、協働支援会議の運営です。協働の会議体が別にありまして、この中で協働の進め方についてご議論いただいています。

3つ目は、NPO団体等に対して助成金を交付することを行っています。

4つ目は、各NPO団体が、お互いの強みを発揮して相乗効果が期待できるような仕組みとして、ネットワークづくりを行っています。NPO団体の活動の拠点、活動の場づくりとしてNPO協働推進センターの開設に向けて、第一次実行計画の中で取り組んできました。

5つ目は、協働促進のための情報提供を目的として、区民活動支援サイトの運営を行いました。これらが、この計画事業全体の実施内容となっております。

続きまして、評価についてご説明します。適切な目標設定については、改善が必要であると評価いたしました。NPO団体や地域団体、多様な主体と協働を推進し、共に地域課題を解決していく中で、現在、指標として設定している採択事業数や助成申請件数、あるいは協議会の加盟団体数といった定量的な指標設定をしています。しかし、外部評価委員会でもご指摘いただいたこともあったかと思いますが、単に採択の事業数や助成の申請件数という定量的な指標

設定だけではなく、この協働の事業を実施した効果が反映できるような指標設定を検討しています。

また、目的の達成度についてですが、今回は達成度が高いと評価しましたがけれども、今申し上げた数値に着目すれば、達成度が低いという部分もあるかと思えます。ただし、NPO活動交流・支援事業として、各NPO団体のサポートをするための仲介支援的な機能を強化してきたこと、NPO団体と町会や地区協議会などとの出会いの場を作り、そこで知り合った町会・自治会とNPO団体がその後、事業の展開を個別にしていくような場面をいくつか作ることができたことなどがあったので、そこに着目をして、おおむね達成度が高いと評価しました。

第一次実行計画期間における総合評価については、過去3ヶ年は計画どおりとして内部評価をしてきましたが、外部評価委員会からも適当であるとの評価をいただいています。第一次実行計画期間の4年間を通して、提案制度や活動資金助成の目標値が下回った部分があるのですが、第三者機関である協働推進会議から、おおむね適切な関係のもとに、それぞれの事業が行われているという評価をいただいています。また、支援サイトの加入団体数は、目標を超えたということで、ネットワークづくりの一環としてNPO団体と地域の各種団体の出会いの場をつくって、そのような中で各団体が力を合わせて地域課題に取り組んでいく場面がいくつか見られてきているので、これらのことからおおむね計画どおりと評価しました。説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。では質問等お願いいたします。

**【委員】**

先日、町会連合会の会議があったのですが、その中で、町会は無償で活動しているのに対して、NPO団体の方は区から援助してもらっているという話題がでたのですが、そのことについてはどうにお考えですか。

**【説明者】**

NPO団体に地域に出て活動してもらう中で、個々の団体が出ていくことに対して1回いくらという形、資金を助成しているものではありません。事業の企画において、例えば資料づくりや打ち合せなどの事務経費については、委託事業という形になっていますので、いくらかお金が出ているということがあります。

**【委員】**

町会も掲示板の管理で資金援助を受けているから同じようなものですが、昔からの町会員は、あまりよく知らない若い方々が突然出てきて、何かまちを壊されてしまうのではないかというような不安を持っています。そういう方々に、もっとまちに顔を出してもらいたいというのが町会の希望です。ですから、ネットワークづくりに取り組む際には、まちづくりのために、区に一生懸命頑張ってもらいたいと思います。町会としても、例えば、こういった団体はこんな活動をしているなどという情報がとても欲しいと思っています。この事業は非常に大事であると思っていますので、ぜひ進めていただきたいです。

町会が一番の悩みは高齢化です。若い人がとても必要だと思っています。ですから、こうい

った取組みをもっと推し進めて、まちづくりに貢献していただきたいと思います。

**【説明者】**

そうですね。町会・自治会の方々にしてみれば、NPO団体は何をやっている団体なのかよくわからないところがあるかと思います。現在、10カ所の出張所地域において、NPO団体と地域の方々の出会いの場を作ってきているのですが、区として、もっとそれぞれの地域を知っていただきたいという思いもあります。ただし、1つ目のボタンをかけるという意味で、そういった出会いの場を作るということで地域の交流事業を実施しています。

少し成果をご紹介させていただきますと、先日、四谷や大久保、落合第二地域などを歩いたのですが、四谷ではNPO団体と地域団体が一緒になった後に、民生委員の方々から、キャップユニットという子供への暴力防止のプログラムをやっているNPO団体の方々がいるのなら、ぜひ講演を聞いてみたいというお声がありました。また、観光まちづくり分科会に、裏の路地を歩こうという活動をしている全国路地のまち連絡協議会という組織があり、地区協議会と協働して活動したということがあります。大久保や歌舞伎町ではまち歩きガイドについて、また、落合第二地域では地区協議会の高齢者分科会のサロン事業についても、NPO団体が協力しているという事例などがいくつか出てきています。NPO団体の拠点になる新宿NPO協働推進センターが来年の4月に開設しますので、このセンターを拠点としながらこういった事例が増えていくとよい、また、増えるように区としては取り組んでいきたいと思っています。

**【委員】**

新宿NPO協働推進センターの場所はどこになるのですか。

**【説明者】**

旧西戸山第二中学校のところですよ。高田馬場4丁目ですね。

**【委員】**

指標のところ、協働提案事業の採択事業数の目標を年10事業とし、22年度と23年度の実績はそれぞれ2件ですが、目標値の10事業とはどのように設定されたのでしょうか。

**【説明者】**

第一次実行計画を策定した際には20年度の目標値を6事業としていましたが、19年度の実績は10に近いような数字が上っていました。そこで、NPOとの協働をもっと進めていくという観点から、採択事業数を10に引き上げようということで、目標値を10と設定しました。

**【委員】**

目標を達成するために非常に苦慮されているとは思いますが、この指標に関して、実績が少なかった原因は何だと思えますか。

**【説明者】**

いくつかの原因はあるかと思えます。現在、アンケート調査などを実施し、その原因分析をします。そうしたところで、NPO団体からこういう地域課題を解決したいという提案をもらうのですが、事業期間が最長2年であり、必ずしも2年で解決できるような地域課題ばかりではないということが原因としてあると思えます。また、NPO団体にしてみれば、一生懸命事業

を提案したにもかかわらず、3年目からは約束されていないということも原因としてあるかと思えます。一方で、区としても、その事業を段階的に波及展開させていこうと思っても、制度上そういう仕組みになっておらず、その辺のところについては、制度の根幹の部分として、やはり見直しをしていかなければならないと思っています。

**【委員】**

採択事業数は2事業ですが、エントリーはもっとあったということですか。適していないということで落ちてしまったということはあるのでしょうか。

**【説明者】**

はい、率直に言って、そういうこともあります。採択事業数でいうと、20年度は23事業の提案に対して5事業を採択、21年度は14事業の提案に対して3事業を採択、22年度は7事業の提案に対して2事業を採択、23年度も7事業の提案に対して2事業を採択しました。

**【委員】**

不採択理由について、NPO団体からすれば少し理不尽ではないかと思われるようなことが書いてあったと聞いたことがあります。採択するにしても不採択するにしても、もう少し相手の立場を考えたような理由も書いてあげたほうが、この次もまた提案してみようという気になるのではないかと思います。

**【説明者】**

今回実施しているアンケート調査の中で、NPO団体から今のようなご意見をいただいていますので、そのことを含めて今回しっかり議論し、見直していきたいと思っています。

**【部会長】**

私も横浜市でそういったことに関わっています。不採択に当たって付する意見は十分に考え、言い方を配慮するように心がけていますが、行政的な文体というのはあると思いますし、それが少しひっかかってしまうのかもしれないですね。

**【委員】**

もし、ネットワークづくりというものに相当期待しているということであれば、そのネットワークづくりというものを通じてどういう効果が期待されるのか。また、協働事業提案に対して不採択が生ずることの实情に対する分析が、この内部評価書の中に記載がないように思います。ですから、例えば目的の達成度などは、町会や地区協議会との連携について意識して、それによって達成度が高いと評価していますが、適切な目標の設定を見ると協働の効果が反映できるものについては組み込むことが必要あるという問題意識をただ挙げるだけにとどまっています。このような目的の達成度があるということを評価できるような論立てになっていません。この内部評価書は非常に大事であり、内部評価書のそれぞれの項目で独立して評価するのではなく、それぞれの項目が全体として整理されているような形になっていないといけないと思います。例えば、23年度の実際の取り組みの欄では、事前確認書を導入したとありますが、もしそうであれば、そういったことを効果的な視点で取り入れたということで、効果的・効率的な視点の欄で記述する。また、第二次実行計画においての改革方針のところも、問題意識を持つ

で対応していくということはわかりますが、実際は問題含みではないかという印象を持つので、そのような印象をもたれないように書き方を工夫した方がよいと思います。

**【事務局】**

先程の指標についてですが、今回の評価は最終年度であるため、原則として指標の変更は行わないように事務局からお願いしたという経緯があります。最終年度に指標を変えてしまうと、それまでの繋がりがなくなってしまうので、指標の変更は第二次実行計画からにしてくださいというお願いをしました。従いまして、評価に当たっては、そのことを委員のみなさんに十分留意していただきますようお願いいたします。

**【説明者】**

最後に一言だけ申し上げます。今回ご指摘いただいたことについては、今回で当事業の評価が終わるということではありませんので、来年度もしっかりと取り組めるようにしていきたいと思っています。

**【委員】**

非常に大事なお仕事であるので、しっかりやっていただきたいと思っています。そして、町会・自治会などとも連携して取り組んでいかなければならないという問題意識を強くもっていますので、そういったことが少しでもうまくいっているといった実態を把握して、内部評価をしていただくのがよいのではないかと思います。

**【説明者】**

はい、ありがとうございました。

**【部会長】**

では、計画事業3のヒアリングを終了します。ありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

では、計画事業9の説明を男女共同参画課をお願いいたします。

**【説明者】**

計画事業9「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」についてご説明します。ワーク・ライフ・バランスとは、仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自身が希望するバランスで人生を歩んでいくことのできる状態のことと、一般的には定義されています。仕事と仕事以外の生活がともに充実して、多様性のある社会を目指すということです。

この事業の主な実施内容としては、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定や、その一環としてのコンサルタントの派遣及びワーク・ライフ・バランスセミナーの実施の3つです。

実施内容の中核であるワーク・ライフ・バランスの推進企業の認定の概要について、簡単にご説明いたします。まず、この制度のきっかけについてです。新宿区基本構想を策定するために新宿区民会議を設定して検討してきたところですが、平成18年6月に、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であるということが新宿区民会議の報告書の中で提言されました。そして、



平成18年11月に、区長がマニフェストの中でワーク・ライフ・バランスの推進を掲げたということもあり、第一次実行計画の中にワーク・ライフ・バランスの推進という事業をあげて、取組みを始めたところです。

この認定制度ですが、企業にワーク・ライフ・バランスの推進を図っていただくことを目的に、ワーク・ライフ・バランスに既に取り組んで推進している企業には、推進認定の申請をしていただきます。ワーク・ライフ・バランスにこれから取り組んでいきたいと考えている企業には、これからやっていくという推進宣言をしていただき、区に申請をいただきます。推進認定については、区と提携しているコンサルタントが、具体的な取り組みが申請どおりできているかどうかヒアリングを行い、推進認定に値するかどうか審査会等を開いて検討し、認定をするという流れです。認定企業及び推進企業は、コンサルタント派遣を5回まで無料で受けることができます。これは、さまざまなワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの援助が受けることができるということで、就業規則の作成や、ワーク・ライフ・バランスに取り組むためのアドバイスを受けることができるというようなことがあります。

企業がこういった認定を受けるとどんなメリットがあるかということについては、認定企業や申請企業は、ワーク・ライフ・バランス企業応援資金制度を利用することができるということがあります。これは、中小企業向けの融資のあっ旋ということで、低利での融資を受けることができます。また、実際に既に認定を受けて推進をしている企業については、新宿区の契約制度における優遇制度として、随意契約の際に各主管課が参考にする名簿に優先的に掲載される、また、プロポーザル方式の選定の際に加点されるといったメリットがあります。

この認定の内容については、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業様の取り組む分野を子育て支援、地域活動支援、介護支援、働きやすい職場づくりの4つの項目に分けて、それぞれ審査項目は非常に多岐にわたりますが、それで実際に推薦認定にあたるか、宣言でとどまるのかといったようなことの審査をしていくということです。この4分野については、それぞれ例えば子育て支援と働きやすい職場づくりの2項目だけ認定を受けるというような、分野ごとの認定が受けられるというようになっています。

実績については、ワーク・ライフ・バランスの推進企業認定数は、平成20～23年度の4年間で30社が認定されました。また、コンサルタントを派遣する企業数は、4年間で120社の目標に対して、実績は33社です。実際の派遣件数は200弱ほどありますが、企業の数でいうと若干数字が少ないということです。

それから、平成21年度よりワーク・ライフ・バランスの優良企業表彰という制度を設けています。これは、ワーク・ライフ・バランス推進認定制度に申請した企業の中から特に顕著に取り組みがなされている企業について、男女共同参画フォーラムというイベントの中で、優秀な企業、模範になるような企業として区長が表彰するというものです。説明は以上です。

**【部会長】**

ありがとうございます。では質問等お願いいたします。

**【委員】**

区内事業者・企業への啓発はどのような形で行われていますか。

**【説明者】**

啓発のパンフレット等を作成し、各所に配布しています。また、東京商工会議所等を通じて配付しています。それから、新宿区の広報や公式ホームページでも啓発を行っています。さらに、東京商工会議所様に登録されている企業に対して、ファックス等で事業のご案内を送っています。昨年度は年に一回でしたが、ご案内を送らせていただきました。

**【委員】**

私の会社も東京商工会議所に登録していますが、そのご案内を見たことがなかったように思います。東京商工会議所新宿支部からは毎月30枚ほどファックスで案内等が送られてくるので、そちらからのご案内があっても、その中に埋もれてしまっているのかもしれない。他組織や他部署の方などはこちらに直接出向いて説明等をされたりしているので、もう少し周知方法を工夫する必要があるのではないかと思います。ファックスでの啓発はなかなか難しいのではないかと思います。いかがでしょうか。

**【説明者】**

今のご意見は、非常に有効な手段と私自身もお聞きさせていただきました。各地区で実施される集まりや区全体の大きな理事会等、その他さまざまな関係部署と調整をさせていただき、直接ご案内ができるよう、早速検討させていただきたいと思います。

**【委員】**

厳しい状況であるという記述が内部評価の中の随所に見られますが、厳しい状況であっても、子育て支援や地域活動支援、介護支援、働きやすい職場作りなどの各分野は大変重要であると思います。そういった点について、業種や地域、企業規模等でそれぞれどのような進捗になっているのかという分析や、どの分野が進んでいるのか、経営者や従業員相互の理解度がどのくらいなのかといった実態の把握など、もう少しきめの細かい取組みをされているのであれば、そういったことまで含めて内部評価の中で記述していただきたいです。厳しく言ってしまうと、内部評価から情熱が感じられないので、自分たちはこういった取組みをしていきたいということや、こういうことについて一生懸命やっているということなどを書いていただくと、こちらでもそれを応援したいという気持ちになるのですが。

**【説明者】**

今のご意見について、ワーク・ライフ・バランスの各分野で現在どういう状況なのかということについて、ご説明いたします。まず、申請企業はこれまでに96社あり、そのうち30社が認定されました。残り66社のうち、3社は辞退し、63社は宣言企業となり、これからの認定に向けてそれぞれ努力をしています。そして、認定された30社について、分野別にどれほど登録されているのかということ、働きやすい職場づくりが29社、子育て支援が26社、介護支援が20社、地域活動支援が11社、合計86となり、1社につき平均で約3分野弱ほど登録しています。また、申請企業は96社ですが、小さな企業が多く、従業員10人以下のところ46社、11人～30人が25社、31人～100人規模が14社、101人以上が11社ということです。小さい企業が多く、大きい企

業になるほど数が少なくなっています。そして、認定企業の従業員数については、従業員10人以下が9社、11人～30人が9社、31人～100人が4社、101人以上が8社ということです。大企業から中小企業等、それぞれバランスよく認定はされています。これが現在の状況です。

**【部会長】**

では、計画事業9のヒアリングを終了します。ありがとうございました。  
これで閉会とします。

<閉会>